



9 医 第 5 1 7 号  
平成 29 年 6 月 30 日

各訪問看護ステーション設置者 様  
各病院開設者 様

京都府健康福祉部医療課長  
(公印省略)

### 京都府訪問看護ステーション支援事業補助金に係る書類の提出について

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

京都府では、在宅医療の推進において重要な役割を担う訪問看護ステーションを支援するため、上記事業を実施しております。

本年度も別添の実施要領に基づき実施しますので、本年度、補助対象の「訪問専用自動車等整備事業」を実施予定で、補助金申請を希望される場合は、下記により必要書類を期日までに提出いただきますようお願いします。

なお、京都健康医療よろずネットにも掲載しておりますので御了知ください。

#### 記

##### 1 提出書類等について

- (1) 提出期限 平成 29 年 7 月 31 日（月）【当日必着】
- (2) 提出先 京都府健康福祉部 医療課 医務・看護担当
- (3) 提出方法 次の書類を担当あて郵送にて提出
  - ・平成 29 年度京都府訪問看護ステーション支援事業補助金に係る事前調査票
  - ・購入（予定）車両の見積書

※ 本補助金の申請を希望する設置者は、必ず書類の提出をお願いします。

##### 2 今後のスケジュール等

書類を提出した設置者に対し、平成 29 年 8 月頃に交付申請書の提出依頼をする予定です。

※ 予算枠内の執行となるよう補助金額を調整する場合があります。

担	〒602-8570 (住所記載不要) 京都府健康福祉部医療課 医務・看護担当 (高野)
当	電話 075-414-4746
	FAX 075-414-4752

平成29年 月 日

京都府健康福祉部長様

開設者住所

開設者名称

代表者名

印

## 平成29年度京都府訪問看護ステーション支援事業補助金に係る事前調査票

上記事業の実施について下記のとおり予定していますので、事前調査票を提出します。

記

## (1) 事業所について

名称 (ステーション名)	
住所	
指定年月日	

※提出日現在で事業者指定を受けていない場合は、予定を記載してください。

## (2) 補助対象車両について

購入(予定)月	購入(予定)車両	購入(予定)価格	補助対象額 (車両本体価格・税抜き)
平成 年 月 購入[済・予定]		円	円

※済・予定のどちらかに○

※諸経費等含めた総額

## (3) 補助申請(予定)額について

補助対象額 (車両本体価格・税抜き)	基準額	選定額 (AとBの内低い額)	補助率	補助申請(予定)額 (千円未満切捨て)
A 円	B 1,000,000 円	円	1/2	円

※選定額×1/2

## (4) 補助要件について

[計算式]  B -  A =  増員  $\geq 0.5$

- 平成29年3月31日時点の人員と比較し、今年度0.5人以上人員が増えること。  
(記入日以降は、予定人員数で計算してください。)

A : H29.3.31時点の従事者数

B : H29.4~H30.3の各月1日(H30.3月のみ末日)現在の従事者の合計 ÷ 12月

- 人員の常勤、非常勤は問わないが、職種は、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に限られる。

## (5) 本事業に係る連絡先等

担当者名		電話	
メール		FAX	

# 京都府訪問看護ステーション支援事業実施要領

## (趣旨)

第1 本実施要領は、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項における都道府県知事が指定する指定居宅サービス事業者のうち同法第8条第4項に規定する訪問看護又は、同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を実施する事業所及び、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項における厚生労働大臣が指定する指定訪問看護事業者（病院・診療所を除く。以下「訪問看護ステーション」という。）の備品整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象事業の実施者)

第2 京都府内に主たる住所地を有する医療法人、社会福祉法人等の法人で、京都府内に訪問看護ステーションを設置する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。

## (補助対象経費等)

第3 補助の対象とする経費は、補助対象事業者が京都府内に訪問看護ステーションを新規開設又は、既設の訪問看護ステーションにおいて当該年度の4月1日以降に、事業所従事者（保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）を新規雇用又は増員した場合に、新規雇用者数又は増員数に応じて新たに購入する訪問専用の自動車、原動機付自転車及び自動二輪車の整備費（以下「訪問専用自動車等整備事業」という。）とする。

（2）補助対象事業に対して交付する補助金の額を算出する場合の基準額、対象経費、補助率及び交付額の算定方法は、別表に掲げるとおりとする。

（3）補助金の交付は、補助金等の交付に関する規則（昭和35年7月1日京都府規則第23号。以下「規則」という。）に基づき行うものとする。

## (交付申請)

第4 事業実施者は、別途通知する日までに補助金交付申請書（別紙様式1）を京都府健康福祉部医療課あて提出するものとする。

## (実績報告)

第5 事業実施者は、事業完了後10日以内又は翌年度の4月10日までのいずれか早い時期までに事業実績報告書（別紙様式2）を、京都府健康福祉部医療課あて提出するものとする。

2 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、速やかに仕入控除税報告書（別紙様式3）により知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付せざることがある。

## 附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

## 附則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

## 附則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

## 附則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

## 附則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

別表

1 補助対象事業	2 補助基準額	3 対象経費	4 補助率	5 交付額の算定方法
訪問専用自動車等整備事業	1,000 千円	訪問専用自動車等の購入に係る費用 (但し、法定費用及び取得に係る各種税金を除く)	1 / 2	第3欄に掲げる対象経費の実支出額と第2欄に掲げる補助基準額とを比較して低い方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額

## 【参考】補助金事務の流れ

各事業者	京都府
	①事前調査の実施
②事前調査書類の作成・提出 <u>※補助金申請を希望する場合は必ず提出</u> —————【添付書類】————— 購入予定車両の見積書	
④交付申請書類一式の作成・提出 ・(別紙様式1) 交付申請書 ・(別紙1-1) 事業所概要(見込み) ・(別紙1-2) 補助金所要額調書 ・(別紙1-3) 対象経費所要額明細書 ・予算書抄本 ・口座振替依頼書	③交付申請書類の提出依頼 <u>※事前調査書類を提出した事業所あて依頼</u>
⑦事業の実施 <u>※原則、交付決定通知日以降に事業開始</u> ↓ (車両の購入手続き) ※ 平成30年3月31日までに支払いを完了すること。また、車両の所有権を移転すること。	⑤交付申請書類の審査 ⑥交付決定通知の発送及び実績報告書の提出依頼
⑧実績報告書類一式の作成・提出 ・(別紙様式2) 実績報告書 ・(別紙2-1) 事業所概要(実績) ・(別紙2-2) 補助金精算額調書 ・(別紙2-3) 対象経費精算額明細書 ・看護師等増員に係る調書 ・決算書抄本 —————【添付書類】————— ・雇用契約書等のコピー ・領収書のコピー ・車検証のコピー	⑨実績報告書類の審査 ⑩補助金確定通知の発送 ⑪補助金の支払い